

## 平成27年度発注者支援業務等説明会 質問に対する回答について

説明会当日の質問内容と質問に対する回答を掲載しています。

番号	質問	回答	備考
1	説明資料47ページ 企業と配置予定管理技術者の直接的雇用について、担当技術者についても直接的雇用関係が適用されるのか。	直接的雇用関係については、配置予定管理技術者に対する要件として記載しているため、配置予定担当技術者には適用されません。	
2	説明資料13ページ 資格要件の緩和について、担当技術者の資格の有無で技術評価が変わるのか。	配置予定担当技術者の評価は資格ではなく、同種又は類似業務の実績により行います。 これは競争参加資格確認申請書に記載された全ての担当技術者を対象に同種又は類似業務の実績の有無で評価します。 なお、評価する際の判断基準は、入札説明書の「総合評価の評価項目」に記載しております。	説明資料56ページ 参照
3	説明資料19ページ 発注形態のロット数について、例えば、工事監督支援業務で1年間の業務量が10件/人、20件/人等で各事務所で異なるが、業務量に関するルールはあるのか。また、業務1件あたりの金額で目安はあるのか。	工事監督支援業務の発注ロットは、個々の事務所において、工事予定件数、工事予定額などに応じて設定しています。 また、「工事監督支援業務の必要員数」の計算方法については、設計業務等標準積算基準書(参考資料)＜近畿整備局運用＞に記載しており、近畿地方整備局の契約情報コーナーで閲覧に供しています。	
4	説明資料56ページ 配置予定担当技術者の実績を評価の2つ目に業務成績を減点するとあるが、何点減点するのか。	入札説明書には、「業務成績評定を減ずる等の措置を行う。」と記載しており、点数まで記載しておりません。減ずる具体的な点数は、平成23年3月28日付国官技第361号「委託業務等成績評定要領の運用について」に基づき判断することになります。	